

# 孀恋村家計応援商品券取扱マニュアル

## (取扱店用)

### 1. 事前準備 ～商品券関連用品が届いたら～

○ステッカーをお客様から見やすい場所に掲示してください。

### 2. 商品券を受け取る ～お客様から商品券を受け取ったら～

○商品券の見本と比べて不審な点がないか確認する。

○商品が1,000円以下の場合でもお釣りは出さない。

○換金性の高いものや「たばこ」の購入には使用できません。  
(商品券、ビール券、図書カード、切手、プリペイドカードなど)

○商品券の裏面に店舗名・使用日を記入(店舗名のゴム印も可)。

### 3. 換金する ～商品券をお金に換える～

○商品券の換金手続きは役場未来創造課でお願いします。

役場未来創造課に持参するもの

- ・お客様から受け取った商品券
- ・孀恋村家計応援商品券換金請求書

※店舗名については、社判(ゴム印)の押印でもかまいません。

※取扱店証明書に記載されている「取扱店NO」の記入もお忘れなく。

※換金請求書は次のURLからダウンロードできます。

<https://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/www/contents/1768265148415/simple/seikyusyo.xlsx>

○役場からの支払いについては4月1日以降となります。

手続き終了後、**1～2週間程度**で指定の口座に振り込まれます。

※(請求日より前後します)

○換金請求期間：令和8年10月30日まで。

※期限が過ぎた場合はいかなる理由があっても換金できません。

〒377-1692

群馬県吾妻郡孀恋村大字大前110

孀恋村役場 未来創造課

☎0279-96-1257